

2021 年度活動計画

I. 基本方針

1. 児童虐待が重大な子どもの権利侵害であることに鑑み、活動に際しては子ども自身を権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先させること。
2. 児童虐待防止を社会意識として形成していくためには、青少年期からの予防的視点を育む教育的取り組みが求められており、その拡充に努めること。
3. 電話相談、母親のグループケア等、子育てに悩む親と子どもへの直接的な支援を充実させること。
4. 行政機関や他のNPO等、民間団体とのパートナーシップの構築を促進させること。
5. 多領域の専門職の人々と共に学び合う場を提供するとともに、児童虐待防止のために活動する人材の育成に努めること。
6. 一人でも多くの人たちに児童虐待についての理解と防止のための啓発に努めること等をめざす。

II. 2021 年度事業に関する事項

子どもの虐待防止に関連する領域の「電話相談事業」

- 1) 電話相談「子どもの虐待ホットライン」事業（月～金 11：00～16：00）

電話相談開始 30 年の節目を越えました。設立当初の視点を大切にしつつ、現代の子育て状況への理解を深め、「電話をして・相談をしてよかった」とかけてこられた方に感じていただけるような相談を目指して、研鑽を重ねてまいります。

- 2) 児童虐待防止推進月間・集中電話相談実施（11 月）

11 月 1 日～5 日の 5 日間、祝日を含め電話相談を実施、さらにこの月間をホットラインの集中的な広報の機会と捉え、関係機関等への周知に取り組みます。

- 3) 相談者の多様なニーズへの適切な対応をめざすとともに、今後コロナ禍によるさまざまな影響が顕在化していくと考えられる中、相談技術の向上、新しい情報・知識の獲得を目指し、ケースカンファレンスや研修・トレーニングを再開、継続していくことで、更なるスキルアップをはかります。

2. 子どもの虐待防止に関連する領域の「地域支援事業」

- 1) 大阪市 要保護児童対策地域協議会 機能強化事業

大阪市で予算化された 2011 年より、毎年、機能強化事業を依頼され受託してきました。協会としては、今年度もスーパーバイザー派遣を通して引き続き協議会の機能強化に取り組んでいきたいと考えています。

2) 受託研修事業

受託研修については、これまで「地域支援事業」「研修・研究事業」で受けてきた事業を今年度より地域支援の一環としての事業と捉え、「地域支援事業」の受託研修事業として合理的運営を図って参ります。

①要保護児童対策調整機関の調整担当者研修

市区町村の要保護児童対策地域協議会の担当者の専門性強化の観点から、2017年度より法定化された要保護児童対策調整機関の調整担当者研修については、2021年度も下記のような形で大阪府・大阪市・堺市より受託するが、同様の法定研修であり、地域支援事業の中に全事業を位置づけ、合理的に進めていきたいと考えています。

1 大阪府の要保護児童対策調整機関の調整担当者研修は、大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修事業を兼ねて 6月～12月 11日間、開催の予定です。

2 大阪市の要保護児童対策調整機関の調整担当者研修については、2017年度より受託し、2019年度より機能強化事業に含まれた形で受けています。2021年度も1)のスーパーバイザー派遣と合わせて取り組みます。

3 堺市要保護児童対策調整機関 担当者研修として2021年度も受託することになりました。

②府内保健師虐待予防研修(予定)

3) 講師の派遣

市区町村を中心とする各地域関係機関やNPO等からの依頼に対して、ニーズに沿った研修・講演会等の講師派遣を行います。市区町村へのスーパーバイザー派遣についても可能な範囲で検討します。

4) 対外活動および民間団体・関係機関との連携

地域における児童虐待の防止のためには、民間団体による親子支援が不可欠です。引き続き、厚生労働省の健やか親子21推進協議会へ参加し、大阪府内の民間団体とのネットワークやこれまでの全国の民間団体とのネットワークをさらに密なものとして行きます。

3. 子どもの虐待防止に関連する領域の「研修・研究事業」

1) 事業予定

- (1) Child Abuse 研究会開催 (年3回 11月2回シリーズ、3月)
- (2) 基礎講座 : 6講座 ライブ配信およびオンデマンド配信予定 (7月30日～開始予定)
- (3) 実践講座 : 2講座 ライブ配信およびオンデマンド配信予定 (8月29日～開始予定)
- (4) 特別セミナー 9月25日

2) 事業計画の検討

事業内容及び事業予算計画に関する将来構想の検討

4. 子どもの虐待防止に関連する領域の「グループケア事業」

1) 虐待防止を目的とするグループケアへの参与

大阪府下3市5機関(4保健センター、1子育て支援ネットワークセンター)の要請に応じてスタッフを派遣、「大阪方式マザーグループ」の実践を通してその普及を目指します。

その他、グループ立ち上げについての相談やグループケア活動に関連する研修の講師、スーパーヴァイザーの要請についても対応します。

2) 虐待防止を目的とするグループのスタッフ養成支援

大阪方式マザーグループなど、虐待防止を目的とするグループケアを実施するためのスタッフ養成を支援する取り組みを行い、更なる質的向上を目指します。

5. 子どもの虐待防止に関連する領域の「子ども支援事業」

1) 高校への出前授業「ティーンズAPCA」の内容の充実に努めると共に、学校からの要請に対応した授業を実施し、虐待予防啓発に努めます。

2) 児童虐待予防に向けた授業への理解を広げるため、小学校・中学校・高等学校教諭、養護教諭、その他子どもに関わる立場の方々と協働で「虐待予防教育を考える会」を継続して開催します。

3) 大学生の研修や大学祭でのオレンジリボン啓発活動への協力、中学・高校生のレポート作成への協力等、各学校からの要請に対応し、若い世代の虐待防止への理解・協働を促します。

4) これら活動の充実のため、学習会等、スタッフの研鑽に努めます。

6. 子どもの虐待防止に関連する領域の「広報・啓発推進事業」

1) 機関紙「APCA通信」の発行

協会会員及び児童虐待問題に関心及び関与している機関や人々に向けて、年3回(各10ページ・2色刷り)を発刊し、情報発信に努めます。「読みやすく、わかりやすく」活動を具体的に、生き生きと伝えること、オレンジリボン啓発に資すること、会員獲得に向けて、より一層の活動に努めます。また、近年のIT化もあり、誌面のデジタル化を早期に図ってまいります。

2) ホームページの更新

その速報性を活かして、研修の案内や活動の報告などを迅速に行うとともに、協会の理念や事業の目標などをわかりやすく伝え、理解者・支援者の拡大をめざします。

3) 書籍・リーフレット・セールスシートなどの広報

書籍の販売と頒布促進のための方策を講じるとともに、様々なリーフレット類を用いてスムーズに情報発信を行ってまいります。新しい協会パンフレット（セールスシート）を活用し、支援者及び理解者の拡大を図ります。

4) オレンジリボン事業の展開

昨年1年で、警察から児童相談所への虐待通告件数は初めて10万件超過しました。また調査では若者、女性の自殺者も増加傾向です。このコロナ禍で家族や子ども自身の不安定さが反映されているのではとの指摘もあります。子ども、家族など当事者はもちろん周辺の方々に、子ども虐待防止のオレンジリボン啓発をより勧める意義を再確認し、コロナ禍だけでなく、今後のこうした状況にも合わせた啓発体制検討の必要性を感じます。

Ⅲ. 組織部門に関する事項

1. 組織運営の強化（中期計画の策定）

2020年度、新型コロナ流行下に設立30周年を迎え、活動も様々な影響を受ける中、緊急支援の呼びかけに応じて会員の方々からご寄付が寄せられました。一方で経費削減とコロナ下での活動の縮小による支出減の結果2020年度は、例年のない収益増となりました。寄せられたご支援をもとに、活動継続のため次年度以降の不安定要素に備えると共に、あらためて当協会の活動理念を確認し、これからの協会活動の発展に向け、理事・スタッフによるワーキンググループのもと、中期計画策定に取り組んでいきます。

2. 組織運営の強化（財政基盤の強化）

2020年末に「SOCIAL SHIP2020」の助成団体に選出され、助成団体の支援を受けながら、今年度5月まで組織（財政）基盤強化のための講座受講やワークショップに取り組み、基盤強化に向けた広報（ホームページ改訂）についての助成を受けることになりました。またプロボノワーカーのご支援のもと、フェイスブック作成についても検討しています。今後、インターネットを通じた情報発信の充実を図り、支援者増を目指します。